

関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について（案）

1. 基本的認識

- 循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル法により、「循環型社会」形成への取組が進展。また、廃棄物処理法についても累次の法改正により産業廃棄物処理の構造改革を推進。
- 排出事業者や廃棄物処理業者を含めた関係者の取組の強化により不法投棄件数及び投棄量はピーク時に比べて件数・量とも半分以下であり、産業廃棄物の最終処分量も減少。
- しかししながら、新たに発覚する不法投棄事案の件数及び投棄量は未だ件数で4百件、量で十万トン程度、不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」という。）の残存事案については件数で2千7百件強、量で1千6百万トン程度。
 - こうした不法投棄等の現状の下、今なお国民の産業廃棄物処理に対する不信感は大きく、廃棄物最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の立地が困難となるという悪循環は続いており、廃棄物処理の構造改革は未だ途上。
- 不法投棄等に係る対策は、法に基づく規制や取り締まりをさらに一層迅速かつ厳正に行うことには加え、地域住民を含めた地域の関係者の協力の下、廃棄物の減量化の推進、適正な処分・リサイクル体制の確保、施設整備の促進、優良な処理業者の育成等、産業廃棄物全般の施策と一体となつて進めるべきものであり、不法投棄等をさせない社会環境を作り上げていくことが必要。
- 個々の不法投棄等の事案に対しては、監視の強化等による未然防止対策が第一であります。一旦不法投棄等がなされた場合には早期に法的効果を伴う行政処分を行う等により不法投棄等の拡大を防止することが必要。
- 不法投棄等された産業廃棄物の原状回復は、まずは実際にその不適正処分を行つた者等（以下「処分者等」という。）の責任で行わせるのが原則であり、特に生活環境保全上の支障等がある場合には速やかに対応させることが必要。その上で、これら生活環境保全上の支障の除去等の事業（以下「支障除去等事業」という。）の実施に当たっては、処分者等のみによつては実施が困難又は不十分であり、排出事業者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるときは、引き続き、処分者等のみではなく、排出事業者等の責任も徹底して追求し、なおその上で処分者等が不明あるいは当該事業を行わせる資力がない場合には、行政が代執行により支障除去等事業を行うことが、地域の生活環境を確保するためには極めて重要。その際、産業界の協力の下で円滑な事業の推進を図ることが妥当。

以上のことから、

- 産業廃棄物の不法投棄等は最近は減少傾向にあるものの、昨今の資源価値の大幅な市況変動も踏まえ、引き続き十分な注意を払うことが必要。
- 都道府県等の支障除去等事業に対して引き続き必要な支援を行い、行政が産業界の協力の下で産業廃棄物をめぐる悪循環を断ち切るための施策を一層強力に推進することが必要。
- また、産業廃棄物の処理に対する住民の不信感を払拭するため、その最大要因の一つである不法投棄等に対する対策の成果を住民に見える形で示すことが必要。

2. 現状

○ 産業廃棄物が不法投棄等された場合、その処分者等の責任で原状回復を行わせるのが原則であるが、処分者等が不明又は資力不足の場合であって、現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがある場合には、地域の環境保全に直接の責務を有する都道府県等が支障除去等事業の対象となるものに優先順位をつけて計画的に行うこととなる。このような都道府県等の支障除去等事業に要する資金を支援するため、平成9年の法改正で産業廃棄物適正処理推進センター制度が創設。

この創設に当たっては、どのような仕組みの制度とするかについて、事業者からの強制徴収という方法も含めて様々な議論がなされた結果、現在は、適正な処理を行っている事業者に原状回復の義務はないものの、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄等に対しても一定の社会的貢献を行っていくとの認識の下、事業者の自主的な出えん。

現在の基金は、都道府県等の代執行に要する経費を産業界：行政（国及び都道府県等）＝1：1で負担するという基本原則の下で平成10年度より開始。平成19年度末までに70件の支援実績（計約27億円）があり、行政代執行により支障除去等事業を行わざるを得ない都道府県等にとって極めて重要な制度となっているところ。また、基金支援の裏付けがあることにより、迅速な措置命令の発出が可能となり、事業の拡大防止にも役立っているところ。

○ 一方、不法投棄された産業廃棄物については、ここ数年、都道府県等から新たに確認されたと報告のあったもののうち当該年度中に支障の除去等が完了しているものは、投棄件数については50～60%程度であるものの、投棄量で見ると20～30%程度であり、比較的規模が大きい事業についでは対応が進みにくい状況にある等、毎年度新たに確認された事業の一部が残存事業として累積。

また、平成19年度末時点で、平成10年6月以降に行為のあり、生活環境保全上の支障等があると報告のあった事業の残存件数及び残存量は、123件、47万トン程度、現時点では支障等が不明確な事業の残存件数及び残存量は、223件、109万トン。その他、現時点では行為のあった時期が特定できず時期が不明である事業のうち、生活環境保全上の支障等があると報告のあった事業の残存件数及び残存量は、151件、172万トン。

○ 基金への出えんについて、事業者には、これまでの法改正により排出事業者責任が強化されてきたにもかかわらず、産業廃棄物を適正に処理している企業が費用の出えんを求められることについての不満感や不公平感があり、不法投棄等の防止に対する権限と責任がある行政がまず指導・規制を徹底に行うべきである等の意見がある。また、基金の恒久化あるいは同基金への民間拠出の恒久化に対する強い疑惑。

一方、都道府県等においては、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄等の原状回復について、措置命令の対象となり得る処分者等の資力が乏しいことが多く、生活環境保全上の支障又はそのおそれがある場合には行政が代執行せざるを得ず、事業者の役割の強化を求める意見や支援拡充の要望が強い。

3. 今後の取組の方向